

(地球温暖化対策の推進に関する法律20条の3第1項に基づく地方公共団体実行計画)

置戸町地球温暖化対策実行計画

平成23年度～平成27年度

平成23年3月

置 戸 町

目 次

第1章 基本的事項

1 地球の温暖化とは	2
2 地球温暖化対策の現状	2
3 計画の目的	2
4 計画の期間	2
5 数値目標の基準年	3
6 対象範囲	3
7 計画の対象とする温室効果ガス	3

第2章 温室効果ガスの排出量

1 基準年度の排出量	4
2 排出量の算定方法	4

第3章 削減目標

1 温室効果ガスの排出削減目標	5
-----------------	---

第4章 目標実現のための具体的な取り組み

1 省エネルギーの推進	6
(1) 電気使用量の削減	6
(2) 燃料使用量の削減	6
(3) 水道使用量の削減	7
(4) ごみの減量とリサイクルの推進	7
(5) 環境に配慮した製品の購入及び使用	8
2 新エネルギーの導入	8
3 環境保全	8

第5章 計画の推進に向けた取り組み

1 計画の推進体制	9
2 職員に対する啓発	9
3 公表	9
4 計画の見直し	9

第1章 基本的事項

1、地球温暖化とは

大気中には、「水蒸気」「二酸化炭素」「オゾン」「メタン」「亜酸化窒素」など、「温室効果ガス」と呼ばれる熱を逃がさない性質を持つ気体があり、太陽に温められた熱を地表に蓄え、地球の気温を生物が暮らしやすい温度に保つ働きをしている。

しかし、人間の社会活動による大量の二酸化炭素の排出によって温室効果ガスの濃度が高くなると、熱の吸収量が増加して、地球の気温が上昇する。

これは、地球の気温が上昇するばかりでなく、海面上昇、異常気象などの変化を引き起こし、自然生態系や私たちの生活に甚大な被害が及ぶ可能性が指摘されている。

2、地球温暖化対策の現状

1992年（平成4年度）に国連気候変動枠組み条約が採択され、同年の国連環境開発会議（地球サミット）では、世界中の多くの国が署名を行い、1994年（平成6年度）には条約が発効した。

これを受けて締約国会議が始まり、1997年（平成9年度）に地球温暖化防止京都会議が開催され、各国の温室効果ガスの削減目標を具体的に示した「地球温暖化防止のための京都議定書」が採択された。

この中でわが国は、温室効果ガスの総排出量を2008年（平成20年度）から2012年（平成24年度）までの5年間に1990年（平成2年度）と比較して6%削減することを約束した。

この目標達成に向けて、1999年（平成11年度）4月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行され、地球温暖化対策の取り組みとして、すべての地方公共団体は自ら事務及び事業に関し、温室効果ガス排出を抑制するための実行計画を策定することが義務付けられた。また、1998年（平成10年度）には「エネルギー使用の合理化に関する法律（改正省エネルギー法）」、2002年（平成14年度）に「循環型社会形成推進基本法」、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」が制定され、地球温暖化防止への取り組みが行われている。

3、計画の目的

この実行計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に基づき本町の事務事業に関し、自ら排出する温室効果ガスの排出抑制に取り組むことにより、町内事業者や町民の取り組みを促し、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

4、計画の期間

本計画の期間は、平成23年度（2011年）から平成27年度（2015年）までの5年間とする。

5、数値目標の基準年度

実行計画の数値目標の基準年度は平成21年度（2009年）とする。

6、対象範囲

本実行計画の対象とする範囲は、本町が実施する全ての事務・事業とし、出先機関を含めた全ての組織及び施設を対象とする。

なお、指定管理者制度により、外部委託を実施している事務事業から発生する温室効果ガスは対象外とする。

その場合でも、受託者に対して温室効果ガスの排出の抑制のための措置を講じるよう要請するものとする。

7、計画の対象とする温室効果ガス

「地球温暖化対策の推進に関する法律」が対象とする温室効果ガスは下記の6種類とされているが、日本における温室効果ガスの総排出量の95.1%（2006年度）を二酸化炭素が占めていることから、本実行計画では二酸化炭素のみを対象とする。

「地球温暖化対策の推進に関する法律で対象となる温室効果ガス」

区分	主な発生源
二酸化炭素	石油、天然ガスの燃焼など
メタン	農業関連、廃棄物の埋立、燃料の燃焼
一酸化二窒素	燃料の燃焼、肥料の生産・使用など
ハイドロフルオロカーボン	冷媒、断熱材の発泡剤、半導体の洗浄剤
パーフルオロカーボン	半導体の洗浄ガスなど
六フッ化硫黄	変圧器などの絶縁ガス

第2章 温室ガスの排出量

1、基準年度の排出量

実行計画の数値目標の基準年度となる平成21年度の町の事務・事業における温室効果ガスの排出量（二酸化炭素換算）は以下のとおりである。

主な排出要因			単位	合計（年）		
二 酸 化 炭 素	エ ネ ル ギ 一 消 費	化 石 燃 料		消費量	温室効果ガス排出量 (kg—CO ₂)	割合
		kwh	2,416,316	1,157,415	36.9%	
		L	261,907	652,013	20.8%	
		L	405,450	1,098,619	35.1%	
		m ³	4,818	8,050	0.3%	
		L	25,893	60,115	1.9%	
		L	62,286	157,977	5.0%	
		化石燃料計		1,976,774	63.1%	
		温室効果ガスの総排出量		3,134,189	100.0%	

■平成21年度（2009年度）：基準年における温室効果ガスの総排出量

3, 134, 189 (kg—CO₂)

2、排出量の算定方法

実行計画の温室効果ガスは、「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体の事務及び事業に係る実行計画策定マニュアル及び温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」（平成19年3月環境省地球環境局）に基づいて算定する。

第3章 温室効果ガス総排出量の削減目標

1、温室効果ガスの排出削減目標

町の事務・事業における温室効果ガス総排出量の削減目標を次のように設定する。

平成27年度における温室効果ガスの排出量（二酸化炭素換算）
を平成21年度排出量に比べ5%（156,709kg-CO₂）
削減することを目標とする。

基準年度である平成21年度の二酸化炭素排出量を要因別に見ると、電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の36.9%を占め、次いでA重油の使用が35.1%、灯油の使用が20.8%を占めている。

削減目標については、排出量の92.8%を占める灯油・A重油及び電気の使用料について具体的な数値を挙げて取り組むものとする。

その他の項目については、現状維持にとどめるのではなく、削減に向けて最大限の努力をすることを目標とする。

項目	Kg-CO ₂ 排出量	Kg-CO ₂ 構成比(%)	削減目標値 (Kg-CO ₂)	削減率 (%)	削減目標値 (活動量)
電気の使用	1,157,415	36.9%	1,094,565	5.4	2,285,105kwh
灯油の燃焼	652,013	20.8%	618,916	5.1	248,612 L
A重油の燃焼	1,098,619	35.1%	1,042,299	5.1	384,664 L
LPGの燃焼	8,050	0.3%	7,970	1.0	4,770 m ³
ガソリンの燃焼	60,115	1.9%	58,913	2.0	25,375 L
軽油の燃焼	157,977	5.0%	154,817	2.0	61,040 L
合計	3,134,189	100.0%	2,977,480	5.0	

■平成27年度（2015年度）：目標年における温室効果ガスの総排出量

2,977,480 (kg-CO₂)

第4章 目標実現のための具体的な取り組み

1、省エネルギー対策の推進

(1) 電気使用量の削減

発電時に燃料として多くの化石燃料を使用し、大量の二酸化炭素を排出している電気の使用は、温室効果ガスの排出削減に大きな効果がある。電気使用量の削減や省エネルギー型のOA機器、家電製品の購入に努める。

【具体的な取り組み】

■ 照明

- ・事務室、廊下等は、自然光の取り入れを図り支障がない程度に間引き照明等に努める。
- ・昼休み時間や退庁時の消灯を徹底する。
- ・会議室、湯沸室、トイレなどは、使用の都度こまめに消灯する。
- ・ノー残業デーの遵守を徹底する。
- ・時間外勤務時には、不必要的個所を消灯する。
- ・照明設備更新時には、省エネ型照明の導入に努める。

■ OA機器

- ・パソコンやコピー機などの事務機器は、使用しないときは電源を切るか節電モードにする。
- ・職場における最終退庁者は、OA機器の電源が切れていることを確認する。

■ その他

- ・電気ストーブの持ち込み使用をしない。

(2) 燃料使用量の削減

灯油・A重油などの石油燃料やプロパンなどのガス燃料、ガソリン、軽油などの自動車燃料を燃焼させることで排出される二酸化炭素は、地球温暖化の大きな要因の一つとなっていることから、燃料使用量の削減は、温室効果ガスの削減に大きな効果がある。

【具体的な取り組み】

■ 暖房等

- ・冬期間はウォームビズを実施し、暖房温度は適正な温度(22°C以下)を保つ。
- ・湯沸室などのガスを使用する際は、つけ忘れなどに注意し、こまめに消す。

■ 公用車

- ・車両を離れる際には、エンジンを切る。

- ・アイドリングストップを励行し、急発進、急加速、空ぶかしをせず、経済速度での走行に努め、エコドライブを徹底する。
- ・用務を調整し、公用車の共同利用、効率的利用に努める。
- ・町内における近距離の移動は、できる限り徒歩や自転車を使用する。
- ・公用車の更新、購入に当っては、ハイブリット車等の低公害、低燃費車の導入を優先する。

■その他

- ・ノーマイカーデーを設定し、自家用自動車による通勤ができるだけ控える。

(3) 水道使用量の削減

水道の使用をできるだけ控え、水資源を保全するため節水に努める。水道使用量を削減することで、下水道処理量も削減することができる。

【具体的な取り組み】

- ・水道を流しっぱなしにしないなど、日常的に節水に努める。
- ・水洗トイレの使用に当っては、適切な水流量に配慮する。

(4) ごみの減量とリサイクルの推進

可燃ごみの焼却処理に伴い発生する二酸化炭素を削減するために、可燃ごみの発生抑制 (Reduce) を推進する。また、活用できるものは、再利用 (Reuse)、再資源化 (Recycle) を徹底し3Rを推進する。

【具体的な取り組み】

■ 用紙類

- ・両面コピーや両面印刷の徹底、ミスコピーの防止に努める。
- ・裏面が使用できる廃紙は再利用する。
- ・会議用資料の作成は最小限とし、事前配付資料等はその持参を呼びかける。
- ・各種行事（会議を含む）の開催時には、ごみの排出ができるだけ削減する。また、リユース（再利用）またはリサイクルできる資材、物品の使用に努める。
- ・使用済み封筒は再利用に努める。
- ・資料の回覧や共有化、電子メールや府内 LAN を活用するなどしてペーパーレス化を図る。
- ・コピー印刷は最小限の利用とし、印刷機を有効に活用する。

■ 事務用品

- ・使い捨て製品も使用は極力控える。
- ・事務用品は最後まで使い切ることとし、詰め替え可能な製品や必要に応じて消耗品の交換や修理により長期的な利用に努める。

- ・ファイル、フォルダー等の再利用を心がける。

■その他

- ・茶殻等生ごみの水切りを徹底する。
- ・各種イベントにおけるゴミの分別、減量を徹底する。

(5) 環境に配慮した製品の購入及び使用

木材パルプの使用量を削減するため、再生紙の使用を推進する。

物品の購入に当っては、環境への負荷が少ない製品、リサイクル製品を優先的に購入する。

【具体的な取り組み】

■ 物資購入

- ・物品の計画的な購入等により、適切な在庫管理を行う。
- ・物品の購入に当っては、包装のないものを優先する。
- ・文具、事務機器等は環境ラベル（エコマーク、グリーンマーク等）が表示されている製品及び、その他環境に配慮した製品の購入に努める。
- ・コピー用紙は古紙配合率100%、白色度70%程度の再生紙を購入する。
- ・リターナブル（再利用可能な）容器の物品等の購入を推進する。
- ・トイレットペーパー等の衛生紙は、古紙配合率100%のものを選択する。
- ・消費電力の少ないOA機器や電化製品を購入する。

2、新エネルギーの導入

既存の燃料でなく新たに利用可能なエネルギーとその活用により、燃料等の消費量を減らし温室効果ガス排出量を抑制する。

【具体的な取り組み】

- ・公共施設等に太陽光発電設備や太陽熱利用設備の設置を検討する。
- ・クリーンエネルギー自動車の導入及び転換を検討する。

3、環境保全

草木などの植物は、光合成により二酸化炭素を吸収する。特に豊かな森林は多くの二酸化炭素を吸収して炭素として蓄え、地球温暖化防止に大きく貢献している。

【具体的な取り組み】

- ・町有林の整備と適切な管理に努め、継続的な森林吸収源の確保拡大を図る。
- ・公共施設敷地内の緑地の確保と周辺の環境美化に努める。

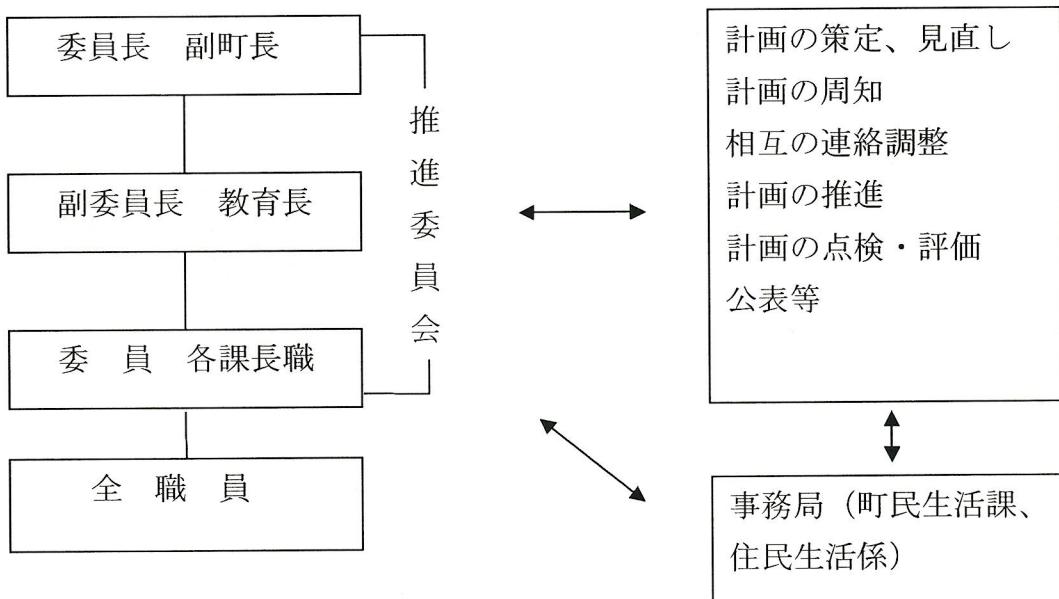
第5章 計画の推進に向けた取り組み

1、計画の推進体制

計画に掲げた削減目標を達成するため、本計画に掲げる取り組みを全職員が自ら事務事業を遂行する中で実践していく必要があります。また、組織的な取り組みが必要であることから、推進委員会を設置します。

- ① 推進委員会は、課長職をもって組織し、委員長に副町長、副委員長に教育長、各課長職は推進委員として、適宜所管する計画の推進及び進捗状況の把握を行い、事務局と調整しながら総合的推進を図ります。
- ② 事務局を町民生活課（住民生活係）に置き、関係各課の協力の下、計画全体の進捗状況の把握及び総合的な管理を行い、事業の推進を図ります。

推進体制組織図



2、職員に対する啓発

本計画の取り組み内容について周知徹底を図り、環境保全に対する意識の向上を図る。

3、公表

温室効果ガスの排出量や取り組み状況等については、広報誌や置戸町役場ホームページで公表を行う。

4、計画の見直し

温室効果ガスの排出量や取り組み状況等の結果を踏まえ、必要に応じ計画の見直しを行う。